



Title	一三世紀前半南イタリアにおける普通法、特有法と勅法
Author(s)	阪上, 真千子
Citation	阪大法学. 2005, 54(6), p. 93-120
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55159
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

一三世紀前半南イタリアにおける普通法、 特有法と勅法

阪上眞千子

はじめに

中世イタリア法史・法学史は通常、一一世紀からボローニャ大学（法学校）において生まれ、発展していくた註釈学派・註解学派によるローマ・カノン両法研究の歴史及びその各地への波及を中心として叙述がなされている。周知の如く、中世北イタリアは多数の自治都市コムーネが乱立する政治状況の下にあつたが、各地に大学が自生的にあるいはボローニャ大学からの分離・移転によって誕生し、ボローニャにおいて産み出された方法に基づいて、コルプス・ユーリスの註釈あるいは註解が、そしてそれらを土台とした法学教育が行われるようになり、ヨーロッパの法学の最初の中心地となつた。一方、同時代の南イタリアはどうであったのか。自治都市の乱立といった状態にあつた北イタリアとは異なり、南イタリア（半島南部とシチリア島）では早くにノルマン人君主の下で、シチリア王国という統一的な国家が成立した（一一三〇年）。その後幾度となく政治的な危機を迎えたにせよ、小国乱立の北イタリアと統一的国家の存在する南イタリアという対照的な姿は、イタリア国家統一（一八六一年）前夜まで

存続することとなる。そのような歴史的事実は、法に関する限り、南イタリアに北イタリアとは異なった独自の特徴をもたらすこととなつた。すなわち、権力や領域のある程度の集中化、独自の立法、独自の法的伝統の存在、ランゴバルド法の長期にわたる残存などが指摘できる。⁽¹⁾ 中でも特に中世における独自の立法として注目されるのが、一二三一年に神聖ローマ皇帝兼シチリア王フリードリヒ二世によって公布された「シチリア王国勅法集成」(Liber Constitutionum' 通称 Liber Augustalis' 以下LAと表記)である。これはヨーロッパ中世最初の「国法典」として、南イタリアのシチリア王国の領域全土に向けて公布されたものであり、そのような行為は権力のある程度の集中化を背景として初めて可能となる。とはいっても、近世・近代に編纂された諸法典とは異なり、ある法的領域における一連の法規範を包括的かつ体系的に規律したものではなく、「法典」という呼称を使うことは適切ではないのであるが。

さて、一一〇一二世紀のコルプス・ユーリスの再発見及びボローニャ大学におけるその研究というインパクトは、学識法学者の特に訴訟における活動を通じて、普通法 ius commune としてのローマ法の普及をもたらした。そして北イタリアでは、特有法 ius proprium と普通法が抵触する場合、これをどのように解決するかという問題に関して、いわゆる条例（都市立法）statutum 優先理論が一四世紀前後に産み出されていったのも周知のことである⁽²⁾。それでは、当時の南イタリアにおいてはこのような普通法及び普通法学の普及という事象にはいかなる対応がとられたのだろうか。また、中世南イタリアにおいて具体的に効力を有していたのはどのような法であったのか。本稿はこの問題を特に一二世紀前半、すなわちフリードリヒ二世統治期に対象時代を絞つて論じることにする。それは一つには、前述の如く、フリードリヒの下で大部の勅法集成が編纂・公布されたという事実に注目してであるが、もう一つには、フリードリヒによって、ボローニャ大学に対抗すべくナポリ大学が創設された（一二二四年）

という事実に注目したからである。⁽³⁾ ナポリ大学は君主による創設、すなわち公権力と教育との結合として産み出されたものであり、他の同時代の大学のように学生や教師の団体として自生的に生まれたものではない。ナポリ大学にはボローニャ大学で法学を修めた法学者がフリードリヒ自身により招聘され、ボローニャと同様の手法でローマ・カノン両法が研究と教育の対象とされた。南イタリアにおけるいのよくな状況の中で、普通法と特有法とはいかなる関係にあつたのか、以下においてそれを見ていただきたい。ただ、予め断りを入れておかなければならぬが、手がかりとして利用した史料はLAの規定のみとせざるをえなかつた。本来ならば南イタリア各地の慣習法規の検討もせねばならないであろうが、対象の余りの広さゆえに筆者の手に余る作業だからである。それゆえ、本稿の叙述は、特に慣習法規（特に都市のそれら）に関しては不十分なものとなつてゐる。

- (1) E.M.Meijers, *L'università di Napoli nel secolo XIII: introduzione di "Turis interpres saec. XIII"*, Napoli, 1924, *rist. in : Etudes d'histoire du droit*, Leiden, 1959, p. 152.
- (2) 森征一「中世イタリアの都市コムーネの条例制定権*(ius statuendi)* 理論」(1)、(11)、(111)、(四)、法学研究（慶應義塾大学）四九一八、九、十、十一、一九七六年参照。
- (3) 抽稿「ナポリ大学の創設—ヨーロッパ最初の『国立』大学」、「法史学をめぐる諸問題 佐藤篤士先生古稀記念論文集」、敬文堂、一九〇〇四年、所収、参照。

— LAにおける諸法の扱い

フリードリヒ一世統治当時、南イタリアにおいてはいくつもの法が併存して効力を有していた。通用領域の広いものではローマ法、ラングバルド法、そしてノルマン・フランク法であり、また多数の都市などの慣習法も存在した。これは、多数の異なる民族的出自を持つ人々が共存していたという王国の状況を反映している。ローマ法は、

学識法学者によつてもたらされた普通法のみではなく、ノルマン人による征服以前まで続いた直接・間接のビザンツ支配の時代に通用していたビザンツ・ローマ法が特にギリシャ系住民の間で残存し、そして既にそれ以前からも人々の間で使われてきた慣習法化したローマ法、すなわちユースティニアヌス時代よりもはるかに古いローマ法もまた維持され続けていた。それどころか、既にイルネリウス以前の時代に南イタリアにおいては、学説彙纂のものはないにせよ、法学提要、勅法彙纂、新勅法集への実務的性格をもつ註釈がなされ、ある程度普及していた。⁽¹⁾

このように、中世南イタリアにおけるローマ法の不斷の存続については疑いの余地はない。LAの法源の一つであるノルマン王によつて公布されたアッシーゼ（法令）自体、ローマ法にかなりの部分依拠していることからも明らかである。⁽²⁾ 次のランゴバルド法は、六世紀にランゴバルド人（いわゆる「ゲルマン」系民族）によつて征服・建国されたベネヴェント公国にもたらされ、九世紀以降はベネヴェント、サレルノ、カプアのいわゆるランゴバルド系三侯国に分裂してからも、それらの地域を中心に維持され続け、これはシチリア王国成立後も同様であつた。しかし十三世紀当時、ランゴバルド法の中心地域でもローマ法の漸次の浸透が起こつており、法の混交状態が見られる。

ノルマン・フランク法は、ノルマン人征服者が故郷の地ノルマンディからもたらしたものであり、それゆえ支配者である封建領主の間でのみ通用していた法であるから、当然ながら主として封建（レーン）関係について定めたものである。後述のようにフリードリヒ二世はこの法に對しては敵対的な態度をとり、消滅すべきものとして扱つた⁽³⁾。これらの法に加えて、各都市や農村などの無数の慣習法もまた存在していたはずであるが、北イタリアのようないくまーネ文明の百花繚乱という特徴を南イタリアの都市は持たず、概して小規模であり、王権による直接支配と自治権抑制がなされたために、都市条例の制定は北イタリアに比べて進展しなかつた⁽⁴⁾。なお、ユダヤ人や残存アラブ人たちの民族集團も当時の南イタリアには一定数存在し、自分たちの法を維持していたが、極めて少数派である

ため、本稿では度外視する。

このような諸法の併存状況の反映がフリードリヒのLAの規定には見られる。その中でも最も重要なのが、C.I

62-1 “Puritatem”であり、この規定は王国の官吏が裁判の際に適用すべき法規範を格付けしている。

「朕自ら熱心に探求するといろの清廉さを、朕は官吏たちに裁判に際して最も要求する。そして違反者への罰として、神の復讐の裁きの上に朕の苛烈な怒りを加えるであろう。あらゆるカメラリウスとバユールスは、請負による職務履行 (in gabellam / cabellam) または国王代理での報酬を得ての職務履行 (in credentiam) で、朕の管理されるべき職務を引き受ける前に、極めて聖なる福音書に触れて公に身体をもつて宣誓をなすべきことを、この法で定める。すなわち彼らが清廉に偽りなく、愛顧からでも憎しみからでもなく、懇願や報酬ゆえにではなく、また恐れからでもなく、不平を訴えるあらゆる者に、人的な面で偏ることなく、迅速な熱意を持って正義を行うこと、そして朕の勅法、そしてその欠缺の際には承認された慣習に従い、そして最後に、紛争当事者の属性が要求するのに応じて、普通法 [iura communia—単数形の ius commune ではなく複数形であることに注意—筆者註]、すなわちランゴバルド法とローマ法に従つて裁判を行うことを。」⁽⁵⁾

同様の規定はLAの他の箇所にも見られる。例えば「[官吏たちは] 朕の勅法の文言、そして諸法 (iura) そして承認された慣習に基づき、訴えを聞くべきであり」(C.I.73-1)⁽⁶⁾ という規定や、「裁判官は、朕の勅法の形式と普通法 (iura communia)⁽⁷⁾、そして勅法に反しない承認された慣習に従つて、この上なく純粹な確信に従つて訴えを聞き判決すべきである」(C.I.95-3) という規定、そして「それゆえ」のように前述の伯とバロンたちは、朕の神聖なる勅法に従い、そしてその欠缺の場合は王国の承認された慣習に従い、そしてその欠缺の際には、朕とその前任者たちの勅法に違反しない諸法 (iura) に従い、そして最後に事例の不確実さが要請するならば、朕の回答を得て、事

件を神と正義に従つて判決を下して決定するよう努めるべし」(C.I.47) ふう同輩裁判に関する規定などがある。⁽⁸⁾
このように、王国のすべての法廷において、第一に勅法が、第二に承認された慣習法が、そしてそれらの欠缺の場合には普通法が段階的に適用された。これらは一見北イタリアの諸都市条例に見られる法源の格付けを思わせる規定であるが、最初に挙げた“Puritatem”的規定の、特に「普通法」iura communia という用語の解釈をめぐつて、かつて古典的な論争が行われた。⁽⁹⁾ 一つはこの規定の成立年代についてである。なぜならインテルポラーティオーの問題が絡んでいるからであり、この規定は問題となつている法の格付けのまさにその箇所において改竄を受けていたのである。サヴィニーを含め、多数の論者がさまざまな説を主張したが、この問題に関しては現在一応決着がついている。この規定は一二三一年にもともと起草されたものであるが、後一二四六年にフリードリヒ二世自身によつて改竄されたことが明らかとなつていて⁽¹⁰⁾。ではなぜこのような用語上の改竄がなされたのか。しかも複数形の「普通法」iura communia という通常全く使われる」とのない用語が使われ、更にそれがローマ法とランゴバルド法を意味するという異例の内容をもつてゐるのか。ランゴバルド法に由来する封建法書がボローニャの法学者たちによつてコルヌス・ユーリスに挿入されたこと、そしてこれがボローニャ大学でローマ法と同等に学ばれたことは知られているが、それでも学識法としてのランゴバルド法を普通法と呼ぶことは北イタリアでは見られなかつた。LA の他の箇所を見ても、iura communia という表現はあつても、ランゴバルド法を指して使われている例は見あたらない。古典的論争はこの問題をめぐつて特にモンティとカラッソの間で行われた。

彼ら以前には、カパッソが有力な説を唱えていたので、それについても要約して述べておくことにする。⁽¹²⁾ カパッソによれば、ランゴバルド支配領域の拡大に応じて属地主義的な法の適用が主流になつていつたという。ただし詳細に検討すれば、ランゴバルド法が主に利用されていた領域でもローマ法に従つて生活していた人々もいたし、そ

の逆のケースも見られた。またサレルノのように、双方の法が混交して効力を持つていた地域もあり、そのような地域では、異なった法に従つて生活していた者たちは、訴訟の際に適用される法を自ら選択できたという。そして、ローマ法が広範囲に浸透してランゴバルド法をしのぐようになつていっても、以前からランゴバルド法を使用していた住民の間では契約、嫁資、相続に関する法が維持され続け、その結果ランゴバルド法は地域慣習法へと変容したという。カパツソの説では普通法とは、広義では最終段階で適用されるべきローマ法を、狭義では特別法（ノルマン・フランク法）と対蹠的な立場にある、その地域に共通の法、すなわち属地法のことを意味する。そしてフリードリヒは前述の勅法の規定によつて法の属人性を消滅させようとしたのだと主張した。

では問題の論争についてであるが、モンティはLAの規定に現れた、ローマ法やランゴバルド法を表していると思われる用語を一つ一つ挙げて検討している。そしてエルミニによる普通法概念の相対性という考えに基づいて、二つの普通法の存在を唱えた。⁽¹³⁾ 彼によれば*ius commune*といふ用語は「すべての者に遵守されている法」「一般的な法」という字義通りの意味を持つという。これはまた*ius speciale*（特別法）としてのフランク法との対立概念であり、それゆえローマ法のこともランゴバルド法のことも指しうるとした。そうであるがゆえに、*iura communia*という複数形の表現でローマ法とランゴバルド法の二つの法を言い表しているのであり、この表現はその時代の法の状態を反映しているといつ。更にモンティはフリードリヒ時代にとどまらず、後代のLA註釈者たちによるこの規定の註釈や、アンジュー朝時代の立法をも多数挙げて検討し、時代によつてこの規定の解釈が、法の属人主義原理から属地主義原理へと変化していることも明らかにしている。そしてこの勅法の公布当時、立法者の心中にあつたのが属人主義的適用であると主張した。モンティによれば、南イタリアでは北イタリアとは対照的に、属地主義から属人主義へ、更に再び属地主義へと法の適用が変化していくという。結論として、彼は普通法の

概念は時代と共に変化するのであり、この勅法公布当時は、「普通法」が常にローマ法を意味するようになる時代の萌芽期にあつたのだとした。それゆえ*commune*という語に厳格な一義的な意味を付与することはできず、現代の研究者にとつていかに非論理的に見えようとも、二つの普通法が存在したと論じた。⁽¹⁴⁾

これに対しカラッソはモンティの唱える二つの普通法説を「矛盾」とみなし、激しく批判した。⁽¹⁵⁾ カラッソはモンティと異なり、LA起草者が「普通法」という用語をもつてローマ法とランゴバルド法を表現した意図を知ることは問題ではないとし、当時の南イタリアの現実生活においてこれらの二つの法がいかなる位置を占めたのかを具体的に解明しようとした。そしてLAの他の規定、後代の註釈、各地の具体的な法生活の検討を行つた。結論として彼はLAの規定では普通法とは常にローマ法であり、普通法がランゴバルド法をも意味していると読めうる規定はこの“Puritatatem”のみであること、そして一二〇一三世紀にはランゴバルド法の属人的適用はもはや証明できないこと、ランゴバルド法は当時既に本来の形から離れて変化して地域慣習法＝特有法となつていた（つまり属人法ではなく属地法である）ことを主張した。⁽¹⁶⁾ しかるにLAの立法者は、広い領域において支配的である慣習法のことを「誤つて」普通法と呼んだのだとした。

以上の論争について評価する能力は筆者にはない。論争自体が既に古典的なものとなつてゐるからであるし、検討対象がLAの規定にとどまらず、後代の註釈や法令や、諸都市の慣習法など多岐にわたるからである。ただ、カラッソは元來普通法研究から出発したがゆえに、「普通法」概念を一義的なもの、一義的でなければならぬものとみなし、二つの普通法の表現に直面して困惑してしまつたと言えよう。しかしLAの用語の使用法は多義的である。一二三一年に公布されてから、フリードリヒ自身によつて改竄され、新勅法も何度かにわかつて追加されており、互いに矛盾する規定も少なくない。それゆえLAの規定一つ一つの純粹で単純な用語上の分析を行つたモンテ

イの研究方法の方がより現実的であるように思える。更に、「Puritatem」の問題の箇所にある「紛争当事者の属性が要求するのに応じて」という言葉は、単純に読めばまさに属人主義原理を表しているのではないだろうか。

モンティとカラッソとの論争から三〇年以上経過してから、モールが再びこの問題について、論争の評価 자체は回避する形で、LAにおいて諸法の共生がどのように扱われているかという別の側面から取り上げた。⁽¹⁷⁾ 彼は一つの用語が多義的に使用されるというのは中世にはよく見られる現象であると指摘して、二つの普通法という表現も充分受け入れられるものであるとした。例えばlexという用語は通常はローマ法規を意味することが多いが、この当時ロムバルダの規定をも意味することがあるという。そして、LA起草当時、一般的に広く効力を有していた法を表現する慣用語がまだ存在していなかつたために、普通法という用語が使用されたのであると主張した。当時の南イタリアにおける諸法の併存という現実を前に、特別法との対概念として、普通法は、多数の人々の間で一般的な利用にある法という漠然とした意味で使われたのである。つまりこの用語は現実の反映であり、同様の表現はLAの他の箇所でも見られる。要するにフリードリヒ時代の南イタリアにおいては、「普通法」の概念はまだ明確ではなく、ようやく一三世紀後半から一四世紀にかけて発展していった。それゆえに、カラッソのように後の註釈に依拠して論を展開することは慎重であるべきであるという。そのころには学説上の発展はかなり進んでいたはずだらうからである。

以上に挙げた研究者たちはいずれも、結局は“Puritatem”の規定に現れている*ius commune*の用語を、属地主義原理をとるにせよ、属人主義原理をとるにせよ、ある一定の属性あるいは出自を持つ人々、もしくはある一定の領域に生活する人々に共通の法という意味で理解している。例えばランゴバルド法に従つて生活する人々にとつては、ランゴバルド法こそが「普通法」なのである。それゆえ日本語の訳語の問題としては、「普通法」というより

論 説
はむしろ「共通法」と直訳するのがふさわしいかも知れない。デイルヒヤーはこれを「特殊シチリア的」な表現と呼んでいる。⁽¹⁸⁾ ただしカラッソはあくまでもランゴバルド法としてのこの用語の利用を拒否し、ランゴバルド法は地域慣習法＝特有法となっていたのであると主張して、学識法と対立したその民衆法的性格を強調した。ローマ法学とゲルマン法学（イタリアにおいてはゲルマン法とは何よりもランゴバルド法である）との二項対立的思考によるものであろう。いずれにせよ、註釈学派による普通法概念の明確化は、モールの述べるように、確かに一三世紀から一四世紀にかけてのことであり、⁽¹⁹⁾ フリードリヒ時代にはまだ一義的な用語使用がなされていなくても不思議ではない。カラッソがなぜこの事実を認めずに「矛盾」と評価したのかはわからない。もちろん当時の南イタリアにもボローニャからローマ法研究が伝わり、ローマ法と普通法との同一視がなされ始めた。しかし理論と実際は別であり、ここでは普通法は学識法学者によって学問化されたローマ法だけでなく、それ以前から広く使われてきた共通の法という意味をも表すことがありえた。だからこそ、ローマ法とランゴバルド法が同列に「普通法」として扱われたのである。しかし、南イタリアにおける後期ランゴバルド法を扱った論文においてダメリオが述べたように、カルロ・ディ・トッコという著名な註釈学派法学者がロムバルドの標準註釈を書いたというそれだけの事実から、例え封建法書がヨーロッパ各地で普及していたにせよ、ランゴバルド封建法としての「ランゴバルド普通法」の存在を具体的に主張した論者がいたが、それは無理があると思われる。⁽²⁰⁾ 更にコッリーヴァはランゴバルド法をレーン法と同一視し、フリードリヒがフランク法に基づく封土を打倒するためにランゴバルド法を優遇し、ランゴバルド法に基づく封土を導入して、その上ナポリ大学でもその目的のためにランゴバルドレーン法が学ばれたと主張したが、この見解は一面的であろう。ランゴバルド法がレーン法に尽きるものではないことは、カラッソの論文を見れば明らかである。サレルノなどのランゴバルド法の本拠地では、売買、贈与、交換、嫁資設定、モルゲンガーベな

一三世紀前半南イタリアにおける普通法、特有法と勅法

ムを記録した文書において、人々がランゴバルド法に依拠しているのが見られ、ランゴバルド法はそれらの人々の*mos’ usus*（習慣）、そして後には*consuetudo*（慣習法）として扱われており、単なるレーン法ではない。⁽²¹⁾ といふでモールが指摘した如く、モンティにせよカラツソにせよ、自らの理論の裏付けのために、後代のLA註釈を一一六世紀のものに至るまで一引き合いで出している。⁽²²⁾ しかし、後代の註釈者たちは自らの時代の用語使用法をもつて、またその時代の法の運用状況を背景に註釈を行つてゐるのであり、それらがフリードリヒ時代の南イタリアにおける法の併存状況をそのまま反映したものとは考へ難い。その点では、後にLAの標準註釈となつたマリーノ・ダ・カラマニコの註釈も同様である。*iura communia* がローマ法とランゴバルド法の両方を指すことを彼が註釈において最初に論じた。⁽²³⁾ しかしこれは一三世紀末アンジュー朝の下での註釈であるため、フリードリヒ死後に南イタリアに生じた混乱が、人々の法の利用状況や、更にいえば、諸領域における人々の定住状況及び住民の編成に何らかの変化をもたらしたのか、それとももたらさなかつたのか、という問題をも考慮に入れねばならないのではないかと思われる—もちろん容易なことではないが。

(1) R.Trifone, Diritto romano comune e diritti particolari nell'Italia meridionale, *Ius romanum medii aevi*, 5-2, 1962,

Milano, pp. 8-.

(2) リンカニアノ・カレッザ、H.Dilcher, Normannische Assisen und römisches Recht in sizilischen Stauferreichen, in :

Aktuelle Fragen aus modernen Recht und Rechtsgeschichte, 1966; H.Niese, Die Gesetzgebung der normannischen Dynastie im Regnum Siciliae, 1910; F.Brandileone, Il diritto romano nelle leggi normanne e sveve del regno di Sicilia, Torino, 1884 なども参照。

(3) ヘルバート・ハック法にヒントザ、Th.von der Lyeck-Buyken, Die Konstitutionen von Melfi und das Jus

- (4) 三世の権力の輪中一般の状況や裁判権について J.M.Martin, *Le città demaniale*, in : Federico II e la Sicilia, a cura di P. Toubert e A. Paravicini Baglioni, Palermo, 1998, p. 128 (anche in : Federico II e la città, Palermo, 1994); G. Fasoli, Organizzazione della città ed economia urbana, in : Potere, società e popolo nell'età sveva, 1985, Bari; F. Bocchi, L'autorità e la repressione : castelli urbani e città nel Regno di Sicilia in età federiciana, in : Atti delle quinte giornate federiciane, Oria, 1980; F. Calasso, La legislazione statuaria dell'Italia meridionale, 1929, Roma, pp. 116-144 (注釈参照)。

(12) W. Stürner, Die Konstitutionen Friedrichs II. Für das Königreich Sizilien (MGH Const. II, supplementum), S. 227-228. "Puritatatem, quam nos ipsi sectamur, ab officialibus nostris in iudiciis maxime postulamus, et ut in penam eorum, qui contra fecerint, ultionis divine iudicio nostre indignationis aculeos aggregemus, presenti lege sancimus, ut omnes camerarii et baiuli, priusquam in cibellam vel credentiam baiulations nostras administrandas susceperint, tactis sacrosanctis evangelii in publico corporalia subeant sacramenta, quod pure et sine fraude, non amore, non odio, non prece, non pretio nec timore omnibus conquerentibus absque personarum acceptione prompto zelo iustitiam ministrabunt, et quod secundum constitutiones nostras et in defectu earum secundum consuetudines approbatas ac demum secundum iura communia, Longobardorum videlicet et Romanorum, prout qualitas litigantium exigit, judicabunt."

(13) Stürner, S. 244, "Qui iuxta tenorem constitutionum nostrarum et iura ac consuetudines approbatas causas audiant"

(14) Stürner, S. 279, "Iudices secundum formam constitutionum nostrarum et iura communia et consuetudines approbatas, que constitutionibus non resistunt, de purissima conscientia causas audiant et decidant"

(15) Stürner, S. 206, "ut sic antedicti comites et barones secundum sacras constitutiones nostras ac in defectu ipsarum secundum regni consuetudines approbatas et demum secundum iura, quibus constitutiones nostre et predecessorum nostrorum non obviant, ac denique recepto responso celistudines nostre, si cause dubietas hoc exigit, causam secundum Deum et iustitiam sententialiter terminare procurent" (注釈最終段落は国王の回紹を題かれており、本文には記載されていません)

- (σ) G. M. Monti, Il Diritto Comune nella concezione sveva e angioina, 1939 ; F. Calasso, La const. "Puritatem" del "Liber Augustalis" e il Diritto Comune nel Regnum Siciliae, 1940 ; Monti, Ancora sul Diritto Comune nella concezione sveva e angioina, 1940. 、リベルの文献は、後王の時代に現れる。現在 A. L. Trombetti, Budriesi (a cura di), Il «Liber Augustalis» di Federico II di Svevia nella storiografia, Bologna, 1987 が取り扱われる。この註では、リベルの再版の頁を記す。また、西洋「ハサード・ナショナル・ディレクション・オブ・ナショナル・ルールズ」『法の近代化と歴史』東京大学出版部、一九九三年、所収、1117~1118頁参照。
- (10) Monti, Il Diritto Comune, pp. 196- ; F. C. von Savigny, Geschichte des römischen Rechts im Mittelalter, Band II, 2. Ausgabe, unveränderter Nachdruck, 1956, S. 216 f.
- (11) Stürmer, S. 97-98, 227. 規定の修正自体は王国の行政組織再編を理由とする。
- (12) B. Capasso, Sull'uso del Diritto Romano e Longobardo nelle province Napoletane, in : Brandileone, Il diritto romano nelle leggi normanne e sveve del regno di Sicilia, Torino, 1884, pp. 27-.
- (13) Monti, Il Diritto Comune, p. 211, 224.
- (14) Monti, Ancora sul Diritto Comune, p. 292.
- (15) Calasso, La const. Puritatem, pp. 227-230.
- (16) Calasso, pp. 265-266.
- (17) C. G. Mor, Considerazioni su qualche costituzione di Federico II, 1973, in : Trombetti Budriesi, pp. 293-303.
- (18) H. Dilcher, Die sizilische Gesetzgebung Kaiser Friedrichs II., 1975, Köln, S. 204.
- (19) Mor, p. 297.
- (20) G. D'Amelio, Una falsa continuità : il tardo diritto longobardo nel mezzogiorno, in : Per Francesco Calasso : Studi degli allievi, Milano, 1973, p. 384.
- (21) P. Colliva, Strutture feudali e tendenze romanizzanti in Federico II. La fondazione dello studio di Napoli, in : Atti delle quarte giornate federiciane, Barri, 1980 ; Calasso, pp. 246-262.

二 勅法と諸法との関係

以上において挙げた研究者たちは、いずれも「Puritatem」において規定された複数形の「普通法」概念をめぐつて、特にローマ法とランゴバルド法との関係を主軸にして論を展開していく。しかし、この規定はもう一つの大いな問題を内包している。すなわち、法適用の格付けの第一位に国王の勅法がおかれたことがまず重要であり、更にそれ以上に、LA自身によつて、つまり君主の意思によつて、さまざまな法源の格付けがなされたという事実が問題である。⁽¹⁾単に普通法と特有法との二元主義が問題となつてゐるのではない。ここにおいて、北イタリアの条例優先理論に基づく諸都市条例に見られる法源の格付けとの最大の相違がある。

北イタリアにおいては、註釈学派により、「唯一の帝国が存在するがゆえに唯一の法が存在する」という命題から、普遍的帝国の唯一かつ統一的な法としてのローマ法の普遍的な妥当性が導き出された。⁽²⁾そして一三世紀以降、帝国法としてのローマ法と諸都市条例との関連が問題となつていき、特に一四世紀を中心として、註解学派の下でこれが理論化された。条例と普通法が衝突するときにはまず条例が優先的に適用され、条例に欠缺がある場合にのみ普通法が適用されるという条例優先理論である。⁽³⁾ここではローマ法は補充的効力しか与えられていない。この理論に基づいて、法学者たちによって起草された各都市条例において法源の適用順位が定められた。⁽⁴⁾このように北イタリアにおいては、普遍的帝国法としての普通法に対して、事実上帝権から独立した自治都市（国家）コムーネが自らの条例制定権を法的に正当化させて、それを法源の格付けという形で明文化した。自らの上に上位者をもはや

認めないというコムーネの姿勢がここで明確に顯示されたのである。

一方、LAの規定に見られる法源の格付けはこれとは全く異なる性格のものである。こゝでは国王の勅法の、他のあらゆる法源への優越性が規定されている。これに関連して、LAの序では勅法に反する慣習法が効力を失うということが規定されている。⁽⁵⁾ LAの詳細な法源研究によれば、註解学派が条例優先理論正当化のためにコルプス・ユーリス (I.4.17.pr) から引き出した法源ヒエラルヒー理論は、LAには何の直接的な影響も与えておらず、むしろ、起草者が“Puritatem”の起草の際に直接的に依拠したのは、一二〇一年に制定されて一二三〇年に公布 (つまりLA公布より前) されたベネヴェント (南イタリアの都市) の条例であったという。⁽⁶⁾ ベネヴェントはかつてランゴバルド系公国の中心都市であり、住民の多くはランゴバルド系で、フリードリヒ時代にも依然としてランゴバルド法が広く通用していた。この条例では、まず承認された慣習法、次にランゴバルド法、それらの欠缺の際にはローマ法が適用されることが規定されており、ランゴバルド法が主流の地域でもローマ法の影響が及び始めていることを示している。⁽⁷⁾

問題の、LAに規定された国王の勅法の優越性は、フリードリヒ時代以前に、既にノルマン時代のルッジエーロ二世のアッシーゼ (法令) にも見られる (一四〇年)。ヴァティカーノ写本とカツシネーゼ写本の内容が異なるため、両者と共に通する箇所のみ引用すれば、「新たに陛下によつて公布された法が、習俗、慣習とローマ法規には何の変更もなされないままで、一般的にすべての者によつて遵守されることを命じる。ただしこの規定に明白に反する場合を除く。」⁽⁸⁾ このように、国王の公布した法規は、王国全体に対し一般法の価値を有し、それに他のあらゆる法規範が服すべきであるとされた。ノルマンのアッシーゼにはローマ法が大きな影響を及ぼしたことが知られているが、ただしこの規定の根拠はかの“Rex in regno suo est imperator”という法学提要からの定式ではない。

ちなみにこの定式は南イタリアにおいては（それ以前から伝わっていた可能性はあるにせよ）、マリーノ・ダ・カラニコによるLAの序への註釈において初めて出現することになる。⁽⁹⁾ フリードリヒのLAにおける法源の格付けは、ノルマンのもの以上に国王の勅法の優越性を推し進め、単に漠然と遵守を命じるのではなく、具体的に裁判の際に第一に適用されるべき法規範とした。しかし、いかにフリードリヒの権力が強大であろうとも、勅法以外の法の効力を否定することは不可能である。とりわけ南イタリアにおいては、ランゴバルド法の広範囲にわたる残存という無視できない現実があつたからである。ランゴバルド法は、イタリア半島へ六〇〇年という期間をかけて浸透し、契約法、家族法、相続法という形で残存し続けたり、あるいは都市の慣習法（特にベネヴェント、サレルノ、カニアなど）という形で変容して存続した。⁽¹⁰⁾ いわゆる「ゲルマン」系諸民族の中では、ランゴバルド人は特に法的に優れた能力をもつており、それがパヴィア法学校の興隆や「封建法書」や「ロムバルド」といった成果を生んだことは良く知られているが、このように優れた内容を持つた法であるからこそ、存続をそのまま承認されたのではないだろうか。とはいえ、ランゴバルド法があらゆる法領域を覆うことは不可能であるうし、おそらくは欠缺もあつたであろう。またローマ法に従つて生活する人々との間の取引などで問題が生じえたことも想像できる。そのような場合にローマ法に頼るということが行われたであろうし、ベネヴェントの条例はおそらくはそのような状況をふまえたものであろう。そして、LAの『Puritatem』の規定はまさにこれを下敷きとしていた。LAとその新勅法の起草に携わったのは、ボローニャ大学で法学を修めた者か、もしくはボローニャの学派の影響下にある者たち、すなわち学識法学者である。むしろ中世盛期の法学研究はボローニャにおけるそれと同一視されたのであり、法学者にとつてはローマ法こそが共通の理性であった。しかし、いかに起草者たちの理念においてそうであつたとしても、南イタリアの現実はそれとは異なり、ランゴバルド法が広範に通用していた。それゆえに、ランゴバルド法と

の共生を認めざるをえなかつたのである。だからこそ、フリードリヒは、一二三一年に公布した勅法の規定を現実にあわせて改定せねばならなかつた。

これはノルマン・フランク法（以下フランク法と省略）に対するLAの態度とは対照的である。フリードリヒは、フランク法に対しては非常に敵対的な態度をとつた。「合理主義者」フリードリヒが、訴訟における証明方法としての神判や決闘を嘲笑し批判したことは良く知られているが、まさにこの決闘を、フランク法に基づく廃止されるべき制度として扱つたのである。LAの該当する部分を一部抜粋してみると、「朕の寛大な計画を追求するため、決闘を朕の国家（*res publica*）より、いくらかのわずかで此細な場合を除いて追放することを規定する。目下の場合の主題は、フランク人に関する生じている。彼らはその人格の、そしてその全財産やその大部分を一般に一騎討ちと呼ばれる決闘において運命に委ねていた。：従つて、証明の方法、すなわち決闘について定める。これをフランク法によつて生活している人々は今まで互いに対立しあつてゐる当事者に関して、また互いに立てられた証人に関しても利用してきたが、民事訴訟においても廃止されることを欲する。しかしもしフランク人がフランク人からまたはラングバルド人から何らかの民事または刑事上の問題に関して攻撃を受けたなら、証人もしくは文書などの証拠を介して立証がなさるべきである。これにより真実が十分に証明されうるからである。」（C.II.32）¹²では、「のように証明方法の合理化が図られている。別の箇所でフリードリヒは、決闘を「自然に一致せず、普通法から逸脱し、衡平の原理にも調和しない」という真の証明にあらざるものと非難しており（C.II.33）¹³、そのために廃止を命じた。彼がフランク法に関して廃止を規定したのはそれだけでない。時効に関する法も同様の扱いを受けた。これはLAにわずかに見られる私法に関する規定である。そこでは「朕の王国のいくらかの部分において、時効に関して固執されてきた不都合な慣習法を将来停止するよう命じ、この法をそのことについ

て公示する。これにより朕の王国の忠実なる者たちの間におけるこれに反するあらゆることがからは全く廃止されることとなる。従つて年月日時の時効期間、これゆえにある者は自分の物への所有権を失い、フランク人は所有剥奪(dissasina)ゆえにもはや訴えることが不可能となるのだが、それが完全に除去されると、それに代わって、普通法の一般的な時効が効力を持つ」とを朕は定める」(C.III.37)⁽¹⁴⁾として、フランク法の時効制度を廃止している。

更に、フランク法の訴訟手続を廃止している規定もある。「フランク人のある種の特別法、正しく言うならば不法、これは従来民事裁判でも刑事裁判でも効力を有し続けてきたが、朕のこの規定の公布によつて、王国のすべての忠実なる者たちに次のことが知られるよう望む。すなわち個々の者の法を正義の秤にかけて考慮する朕は、裁判において何らかの人の区別がなされることなく、訴えを提起するかまたは不平を訴えているフランク人であれローマ人であれランゴバルド人であれ、等価に正義が行われることを欲する。古いフランク法の詭弁と謬見、すなわちフランク人の間で裁判において従来保たれてきた quinzana (一四日の召喚期日) と時間の決定を、他の単純なものとともに、刑事訴訟においても民事訴訟においても排除する。」(C.II.17)⁽¹⁵⁾また、フランク法のある刑罰を廃してい規定もある。「望まれた平和の混乱をもたらす、朕の臣下の暴力行為を、双方の法すなわちランゴバルド法と普通法の間で中間の道を選んで、正当な刑罰をもつて抑制することを欲する。…更に暴力行為において一定の刑罰を定めていたフランク法はこの部分において停止となる。」(C.I.25)⁽¹⁶⁾この時期、フランク法を維持しつつ生活していた者たちがどれほど存在したのかは不明である。もともとフランク法はノルマン人征服者たちがもたらした法であるから、恐らくはノルマン系の貴族身分の者たちの間で維持されていたのであろうが、既に彼らは少数派となつていたのではないかと思われる。いずれにせよ、このように君主の一存で、フランク法の制度の廃止が宣言され、それとは対照的に、ランゴバルド法は普通法として扱われることとなつた。しかし、フランク法も相続法に関してのみ

は現状のまま存続を認められている」とも付言しておく(C.III.26, 27)。

一三世紀前半南イタリアにおける普通法、特有法と勅法

このように、序列化された法源と、廃止されるべきものとして扱われた法源が存在したのであり、序列の第一位を占めたのは勅法である。ソリュード、"Puritatem"において規定されたのは、裁判の際に適用されるべき法の格付けであった。あらゆる裁判において、ソリュード規定された順で法規範が適用されるべきとされた。では実際に勅法はどうな規定からなっていたのか。LAの規定は、その大部分が裁判権とその管轄、訴訟法および刑法に関するものであり、私法に関する規定はほとんどない。⁽¹⁷⁾ 裁判権規定は官吏の義務を定めたものが多く、王国の一般の人々はそれに服する客体とされた。私法に関する規定がほとんどないということは、この分野では事実上勅法とローマ法やランゴバルド法との抵触の問題が生じる可能性が非常に少ないということを意味する。結局適用において問題となりうるのが、刑法規定と訴訟法規定ということになる。すなわち、適用順位を示すことによつてフリードリヒが意図したのは、王国民を同一の訴訟手続に服させること、そして私法は慣習法と普通法に委ねることであつたと言える（同一の刑法に服させることも同時に意図されたのではないかとも思わせるが、"Puritatem"は上級刑事裁判権の担い手の司法官に対して宛てられた規定ではないので、この想定はなされにく）。これをまさに示しているのが、前掲のC.II.17の規定であろう。これは直接的にはフランク法の手続——フリードリヒは「不法」と呼んでいる——を排除しているものであるが、人の区別、すなわちフランク法、ローマ法、ランゴバルド法に従つて生活している人々の相違をなくし、等しい手続に服せしめるところとも書かれている。すなわち"Puritatem"において問題となっているのは（現代の用語を使えば）実体法に関する問題ではなく、手続法に関する問題なのであり、これにも北イタリアの条例優先理論との大きな相違がある。

更に、"Puritatem"の規定がカメラリウスとバユールスという官吏に対して宛てられているという事実も重要で

ある。彼らは王国の多数に分けられた管区に配置された地方官であつたが、特に諸都市の下級裁判官としての役割をも果たした（裁判自体は *iudex* と呼ばれる都市の裁判官たちが行つた）。すなわち、この規定においては、裁判権を担う官吏の統制と共に、諸都市の裁判の規律も意図されているのである。フリードリヒが都市の自治に対して敵対的な態度をとり、権力下に統制することを試みたことは良く知られているが、カ梅ラリウスとバユールスは王國の官吏としてまさにその任務を担つていた。都市に対する統制の意図は、訴訟において適用すべき法の指示といふ形でも現れたということが言えよう。また、貴族たちの同輩裁判に関する規定においても同種の適用法規範格付けが見られるのは前述の通りである。それゆえ、フリードリヒの目的は、王国の一般民だけでなく、貴族たちの裁判をも統制することにあつた。しかし別の側面から見れば、LA の訴訟法は学識法学の訴訟にかなりの程度依拠していたのであり、⁽¹⁸⁾ そうであるならば、これは王国における訴訟の合理化をもたらしたことであろう。既にフリードリヒは LA I.49⁽¹⁹⁾において、王国の官吏以外の主体（封建領主、聖職者、都市などの自治体）が裁判権（司法官職＝上級刑事裁判権）を行使することを禁じ、領域全土を原則的に国王の裁判権下に服せしめることを宣言しており、更に LA の諸規定において各官吏の裁判管轄を詳細に区分した。⁽²⁰⁾ そして次に訴訟手続と適用される規範の統一化という段階に踏み出したと言える。南イタリアでは権力の集中化が早くに進行したがゆえに、北イタリアに先んじて具体的に法源の適用順位の問題に取り組むことができたのであつた。

- (1) この点については既に西川洋一教授が前掲論文において指摘されている。
- (2) 佐々木有司「中世イタリアにおける普通法 (*ius commune*) の研究－バルトールス・デ・サクソフェルラートを中心として－」(一)、(二)、(三)、(四)、法学協会雑誌八四一、四、八、八五一八、一九六七、六八年参照、特に(一)の四六頁以下。

十三世紀前半南イタリアにおける普通法、特有法と勅法

- (3) 前掲森論文参照、特に（1）の110頁以下。
- (4) 前掲森論文（1）、四五頁以下。
- (5) 「従つて、朕の名によるこの規定のみが朕のシチリア王国において維持されるいんを認み、王国においてこの朕の勅法に反する前述の古の法規や慣習法が効力を失ふ。勅法の規定が不可侵にあらゆる者によつて将来も維持されるべきことを命じる。りの中に朕は先行するシチリア王国と朕の規定が転記される」とを命じた。それゆえこの勅法集成に全く命められることのない何かの重要な点や權威ある法廷における法廷外での要求われぬ。」 Stürner, S. 148, “Presentes igitur nostri nominis sanctiones in regno tantum Sicilie volumus obtinere, quas cassatis in regno predicto legibus et consuetudinibus hiis nostris constitutionibus adversantibus antiquatis inviolabiliter ab omnibus in futurum precipimus observari; in quas precedentes omnes regum Sicilie sanctiones et nostras iussimus esse transfusas, ut ex eis, que in presenti constitutionum nostrarum corpore minime continentur, robur aliquod nec auctoritas aliqua in indicis vel extra iudicia possint assumi.”
- (6) Dilcher, Die sizilische Gesetzgebung, S. 204.
- (7) Monti, Il Diritto Comune, p. 219; Calasso, La const. Puritatem, p. 244, 254. りの慣習法は筆者未見。
- (8) Monti, Il testo e la storia esterna delle assise normanne, in: Lo stato normanno svevo, 1945, Trani, p. 116, “Leges a nostra maiestate noviter promulgatas, generaliter ab omnibus precipimus observari; moribus, consuetudines et legibus non cassatis, nisi forte nostris his sanctionibus adversari quid in eis manifestissime vedeat.”
- (9) りの問題として詳しつづけ Calasso, I grossatori e la teoria della sovranità, 1957, Milano, pp. 123–162.
- (10) Calasso, La const. Puritatem, pp. 253–.
- (11) 西川洋一「ハサワア王国勅法集成の訴訟法」（1）、法学協会雑誌115—18、一九九八年、一一五頁以下。山内進「決闘裁判」1100年、講談社、七五、一八二頁。
- (12) Stürner, S. 338, “Prosequentes benivolum nostre voluntatis propositum, quo pugnas a nostra re publica, preterquam in quibusdam paucis admodum casibus, providimus submove, ingerente se casus praesentis materia,

circa Francos, qui personarum suarum plerumque iudicia, plerumque rerum suarum omnium aut maioris partis earum fortunam in monachiam, que duellum vulgariter dicitur, reponebant, ... Predictum igitur probationis modum, per pugnas videlicet, quo iure Francorum viventes hactenus utebantur tam circa principales personas, eas scilicet sibi invicem offerendo, quam circa personas testium invicem producendorum, tam in civilibus quam in criminalibus causis de cetero volumus esse subulatum. Sed si Francus aliquis a Franco vel etiam Longobardo super aliqua questione civil vel etiam criminali exhibiterit impeditus, per probationes testium vel instrumentorum et similes, per quas possit plene probari veritas, convincatur.”⁽¹³⁾

(13) Stürner, S. 340, “que nature non consonat, a iure communi deviat, equitatis rationibus non consentit.”⁽¹⁴⁾

(14) Stürner, S. 404, “Duram consuetudinem et iniquam, que circa prescriptiones in aliquibus regni nostri partibus obtinebat, in posterum silere precipimus et presentem legem circa ipsas inducimus, omnibus aliis ipsis contrariis inter regni nostri fideles omnino sublatis. Sancimus, igitur, prescriptionem anni, mentis, diei et hore, per quam aliquis de dominio sue rei cadebat, et Francus de dissassina queri non poterat, penitus amoveri, sed generales praescriptioones communis iuris locum habere.”⁽¹⁵⁾

(15) Stürner, S. 319, “Speciale quoddam Francorum ius, immo, ut proprius loquamur, iniuriam, quod in iudiciis tam civilibus quam criminalibus hactenus obtinebat, de melio tollere cupientes presentis sanctionis nostre programate cunctis regni nostri fidelibus volumus esse notum, quod nos, qui singulorum iura iustitiae libra pensamus, in iudiciis aliquam discretionem habere non volumus personarum, sed equa lance sive sit Francus sive Romanus aut Longobardus, qui agit seu convenitur, iustitiam sibi volumus ministrari. Cavillationes et captiones antiquas iuris Francorum, quinianas et momenta temporum, que inter Francos litigantes in iudiciis hactenus servabantur, necnon quasdam alias subtiles observationes tam in civilibus quam in criminalibus causis submovemus.” イリヤ・ツバタハ
法や特選法の上に之を規定す。

(16) Stürner, S. 178 f, “Violentias subiectorum nostrorum, que turbationem desiderate pacis inducunt, inter utrumque ius, Longobardorum scilicet et commune, viam medium eligentes pena legitima volumus coherceri. ..., iure

Francorum etiam, quod certas penas in violentiis statuebat, in hac parte soppito.”

- (17) L Aの具体的な規定内容にじつこござ。Stürmer, S. 65 を参照。私法じつこござ。H.Hübner, Die Gesetzgebung Kaiser Friedrichs II. von Hohenstaufen und das Privatrecht, in : Festschrift für Hans Thieme zu seinem 80.

Geburtstag.

- (18) 西川洋一「ハチリア王国勅法集成の訴訟法」(1)、(1)、「法学協会雑誌」一五二一、八、111頁、一九九八年。

(19) 「やれゆべ、」の永久に妥当すべきの朕の勅法をもつて、以後、教会聖職者、伯、バロン、騎士と、地域の自治体が、その領域で司法官職を行使するいふ、またはある者にその行使を委ねるいふを制限する。むしろそれらは、朕により任命された司法長官と司法官に任命されなくねどあら。」Stürmer, S. 208. “Hoc igitur nostre maiestatis edicto in perpetuum valitudo firmiter inhibemus prelatis ecclesiarum, comitibus, baronibus, militibus et locorum universitatibus, ne iustitiariatus officium in terris suis gerere audeant vel gerendum alicui demandare, sed magistris iustitiariis et iustitiariis ab excellentia nostra statutis intendant.”

- (20) 西川洋一「ハチリア王国勅法集成の訴訟法」(1)、一八三頁以降。

III 普通法とL A

これまで見てきた諸規範の格付けに従えば、普通法は最後の段階で適用されりふになる補充法としての性格を持つに過ぎない。しかりりと更なる疑問が生じてくる。フリードリヒはハチリア王であると同時に神聖ローマ皇帝でもある。教皇権に対してもexemptio ab imperio、やなわちシチリア王国の帝国からの分離性や法的無関係性を主張しよへども、同一の人物が帝冠と王冠を有していたのであり、L A自体、公布対象がシチリア王国であるにもかかわらず、フリードリヒは帝権と王権との境界を曖昧にして、皇帝としての立場で規定を行っている。⁽¹⁾こ

れはLAの序ならびに各規定からも明らかである。そうであるならば、帝国の普遍的法としての普通法を、法適用の格付けの第一番目に置いてもよいはずである。しかし彼はそうはしなかった。ベッローモとマルティーノは、“Puritatem”の規定をめぐっての論争に対し、これらの諸説はいずれも普通法としてのローマ法を単に実定的な法としてしか見ていないと批判した。⁽²⁾ 実定法として見る限り、ローマ法は格付けの最終段階において適用される補充法となる。そうではなく、この二人によれば、当時ローマ法すなわちコルプス・ユーリスは *ratio scripta* として、そこから法の形姿や法的論証のメカニズムが放出されてくる源であり、それどころか正義と衡平の源とされていたのであり、このことを考慮に入れなければ、上述の矛盾は解決しないという。南イタリアにおいて普通法が単に適用されるべき実定法規となつたのは、帝国との関係が全く存在しなくなつたアンジュー朝以降のことであり、それゆえにマリーノ・ダ・カラマニコはある定式 “*Rex in suo regno est imperator*” を援用せねばならなくなつたのである。LAのライトモティーフがいかに普通法の理論から構成されているか、そして直接的な法源としていかに多くのローマ法に依拠しているかは詳細に研究されてきた。⁽³⁾ また、フリードリヒが自らの権力を根拠づけるために利用したのも普通法学の理論である。マルティーノによれば、フリードリヒにとってのコルプス・ユーリスは、単に実際に適用されるべき規範ではなくて、そこから衡平と諸原理と形姿が引き出されるべき、また新しい現実を規整するための法創造の方法が見いだされるべき統一体である。まさに君主がこのコルプス・ユーリスから衡平を見いだし (*erudere aquitatem*) それを成文法の形へと移し替えることができる。このとき君主は立法者であると同時に法の解釈者でもあつた。⁽⁴⁾

ボローニャの註釈学派は、法学を法の「解釈」学として發展させていったが、いひでいう「解釈」interpretatioとは、当然ながら近代実定法解釈学における意味とは異なる。中世法学における解釈者に任された領域は非常に広

いものであり、単なる規範認識のプロセスではない。それは解釈者の意思と自由の行為であり、語句の意味の明確化だけでなく、訂正、付加、拡大などをも含んでいた。⁽⁵⁾ 註釈学派の理論が法の解釈の主体とみなしたのは君主と裁判官と法学者である。君主の解釈は *generalis et necessaria*（一般的かつ必然的）であり、大多数の者に対して拘束力を有する。裁判官の解釈は *necessaria*（必然的）であり、一般的(*generalis*)なものではないから拘束力が君主に比べて限定され、紛争当事者のみを拘束するに過ぎない。そして法学者の解釈は単に *probabilis*（蓋然的）であるのみとされる。現実には、この理論が産み出された北イタリアにおいては君主（皇帝）は不在であり、法学者たちは自らの解釈の権能を最大限に行使した。この理論は、ボローニャで学んだ法学者たちによって南イタリアのフリードリヒのもとにもたらされたであろう。前述の如く、コルプス・ユーリスは衡平が引き出されてくる源とみなされたが、これはすなわちコルプス・ユーリスの諸規定がそのまま「実定法」として適用されたのではなく、諸規定の背後にある本質が探査され、それに照らして新たな法創造が行われたということである。この際解釈者の役割は非常に広いものとなる。しかし、南イタリアにおいては法学者の解釈領域は、君主の存在ゆえに制限された。フリードリヒが法学者たちに期待したのは助言者の役割であり、彼らの助言に基づいて立法と法の解釈を行ったのである。マルティーノによれば、フリードリヒが“*Puritatem*”において法源の格付けを行ったのは、上述の解釈者の領域の理論に基づいて、予め適用すべき法規範を示しておくことで、裁判官の解釈を制限し、彼らの恣意を防ぐためであるといふ。⁽⁶⁾ すなわち裁判官が自らの分を超えた解釈によつて、君主の *plenitudo potestatis*（権力の完全性）を侵害しないようにするためである。この規定によつて裁判官は単なる法の執行者の役目が与えられた。法としての価値を持つのは君主の解釈のみであるからである。更に、ローマ法を格付けの最後の段階にランゴバルド法と並べて單なる補充法として置くことと、裁判官が普通法から自ら法創造する力を引き出してくることを防げばと

した。その一方で、普通法から適切な法規範を見いだし、衡平を引き出してくる」とのできる法学者を養成するため、すなわち君主への助言者の役目を果たすことのできる官僚としての法学者を作るために、フリードリヒはナポリに大学を創設した。それゆえにナポリ大学ではローマ・カノン法が研究と教育の対象となつたのである。

以上のようなマルティーノの説は大変説得力があるが、“Puritatem”的法源格付けと結びつけるには理念的に過る感がある。北イタリアにおいては、学識法学者たちが諸都市の裁判所において活躍し、やがてコムーネが帝権に抵抗する理論をも考案するようになつていったが、フリードリヒはこのような事象をボローニャとの対立を通じてよく理解していたのである。しかし、“Puritatem”が規律の対象としたのは、司法官ではなく、あくまでもカミラリウスとバユールスといった、下級裁判権の担い手の官吏である。その中に学識法学者がどれほどいたかは不明であるが、少なくともバユールスのすべてが普通法学に精通していたとは考え難いのではないだろうか。それゆえ、官吏の養成大学としてナポリ大学が創設されねばならなかつたのである。更に、フリードリヒが裁判官の恣意を防ぐことを念頭においたならば、法学者の恣意を防ぐための試みも何らかの形で行わねばならなかつただろう。フリードリヒより後代になるが、帝国の普遍的法である普通法に対抗して、自治都市の条例優先理論を生み出したのは他ならぬ法学者たちだからである。恐らくは、法学者への統制および学識法学への統制は、最初の「国立」大学であるナポリ大学を通じて行われたことが予想されるが、この問題については本稿は扱いえない。

(1) 前掲西川論文「シチーリア王国勅法集成の法源論」参照。

(2) M. Bellomo, *L'Europa del diritto comune*, ottava edizione, Roma, 1998, pp. 103-; F. Martino, *Federico II. il legislatore e gli interpreti*, Milano, 1988, p. 28-30.

(3) 例へば Dilcher, *Die sizilische Gesetzgebung* の詳細な調査を参照。また、Th. von der Lyeck-Buyken, Das

römische Recht in den Constitutionen von Melfi, Köln, 1960 参照。

(4) Martino, pp. 37–53, 60[−].

(5) E. Cortese, *La norma giuridica II*, Milano, 1964, pp. 296[−]. また、概説書ではあるが、P. Grossi, *Lordine giuridico medievale*, Roma-Bari, 1999, pp. 162–175 の記述は中世法学の解釈理論を的確にまとめている。日本語文献では、森征一「ヤベ・イタリックス Mos Italicus」の法学思想、法学研究六二一六、一九八八年、同「解釈の学としての中世ローマ法学の基礎思想」、法学研究六二一七、一九九八年、同「中世ローマ法学者の法解釈論」、法学研究七二一九、一九年、を参照。

(6) Martino, pp. 66–68.

おわりに

以上において、一二三世紀南イタリアにおいてどのような法が存在し、効力を有していたのかを、フリードリヒ一世のLAと特にその“Puritatem”的規定を手がかりにして論じてきた。当時の南イタリアにおいては、ローマ法、ランゴバルド法、都市慣習法、ノルマン・フランク法といった複数の法規範が通用していた。裁判権と法の多様性は、前近代の特徴であるからこのような事象は特殊なものではない。しかし、フリードリヒは“Puritatem”において、これらの法を訴訟において適用する際の格付けを行い、自らの勅法を第一位に置き、他の法をそれに下属せしめた。すなわち勅法を頂点とする法源ヒエラルキーを構築させようとしたのである。しかも、LAの中には、従来維持されてきたフランク法を廃止するとこう規定も存在しており、勅法自体が他の法の妥当の可否を決定するという性格を持っている。一見北イタリアの条例優先理論に基づく法源の格付けに類似したように見える規定であるが、これとは全く異なった意味を有していたことは明らかである。北イタリアの条例は、帝国の普通法に対抗して自ら

の妥当根拠を条例制定理論・条例優先理論に基づかせた。一方フリードリヒのLAにみられる法源の格付けは、彼の王権に基づいており、しかもLAの中では王権と帝権の境界が曖昧なものとして描かれている。このフリードリヒのLAは、啓蒙期以降の法典編纂とは異なり、ある法領域を全般的に規律することを目指したものではないが、これは“Puritatem”やその他の規定からもうかがうことができる。権力と大きな関連性を有する領域、国家にとって重要な意義をもつ領域である刑法、訴訟法、裁判権および官吏の職務規律規定は、他の法に依拠することのないようく詳細に定められたが、それ以外の法領域、すなわち私法は、既存の法や普通法に委ねられたのである。すなわちフリードリヒによつて、公法と訴訟法の領域においては属地主義原理が導入されたが、私法は依然として属人主義の下に置かれたと言える。

ところで、LAの訴訟法は学識法の訴訟理論の影響下にあつたが、これはすなわち国王の勅法を介して、上から学識訴訟が導入されたといつこと意味する。ここにもまた北イタリアとの相違点が見られる。このように南イタリアではLAによつても普通法学の浸透がもたらされた（LAは以後一九世紀まで南イタリアでは現行法であり統けた）。それゆえ南イタリアの法史を単なる普通法と特有法との二元主義に還元して叙述することはできないと言える。LAは少なくともフリードリヒによる制定時には、普通法と対立する特有法ではなかつた。またランゴバルド法すら場合によつては「普通法」であり、特有法とはみなされなかつたのである。この点に南イタリア法史の独特の性格がある。これらの諸点を念頭においた上で、更に南イタリアにおけるこのような王権と普通法学との提携のあり方、具体的にはナポリ大学で研究・教育された法学の特徴はいかなるものであつたのか、および法学者は王国においていかなる役割を果たしたのかが明らかにされねばならない。これについては以後の課題としたい。